



—主な内容—

- 2月定例町議会
町長事務方針……………2~3
 - 平成23年度予算が可決……………4
 - 全国瞬時警報システムの運用を開始……………5
 - まちの出来事……………13~14
- ※[]=問合せ先 []=申込み先

●発行/大網白里町 ●編集/秘書広報課 ●毎月1日発行 〒299-3292 千葉県山武郡大網白里町大網115番地の2 総合案内電話 ☎0475(70)0300 (総務課)

市制施行 第1回

町の将来展望を みんなで考えよう

総務省より2月25日に発表された「平成22年国勢調査人口速報集計」で、本町の人口は50,122人となりました。

これを受け、町では市制施行について準備を進めることとしました。今月から、広報紙を通じて、「町が市になるための要件」や、「町が市になると何が変わるのか」などを紹介していきます。

◆なぜ市を

目指すのか①

第1回目の今回は主に、「市になるための要件」などについて紹介します。

◆「新たなまち」としての活性化に

本町が「町」から「市」へ

本町にとって「まちづくり」の通過点であると同時に、将来に向けた新たな発展に期待できるものと考えられます。

◆なぜ市を

目指すのか②

移行しても、町民の皆さんに直結する身近な自治体としての位置付けが変わるものではありません。

◆今後の広報紙 掲載予定

「市になる」とどのように制度が変わるかや「市に移行するスケジュール」など、町民の皆さんの身近な疑問について、今後も広報紙でお知らせしていきます。

◆今後の広報紙 掲載予定

「市になる」とどのように制度が変わるかや「市に移行するスケジュール」など、町民の皆さんの身近な疑問について、今後も広報紙でお知らせしていきます。

市になるための要件

国や県が定めている「町」から「市」になるために必要な要件は、地方自治法と千葉県条例などに定められた要件をすべて満たす必要があります。

▼地方自治法第8条第1項で定められている4つの市制の要件

- ①国勢調査などの全国的な人口調査で集計された人口が5万人以上であること
- ②平成22年国勢調査(速報値)の本町人口は50,122人です。確定値は秋ごろの発表予定です。
- ③町の中心市街地から一つの建物の連なりで形成される区域内にある戸数の合計が、町の全戸数の6割以上
- ④千葉県条例等で定める都市

上であること(連たん状況) ↓本町はこの要件をおおむね満たしていると考えられます。詳細は今後調査を進めていきます。

③商工業やサービス業といった第2次・第3次産業に従事する人とその同一世帯に属する人の数の合計が、町の全人口の6割以上であること

↓平成17年国勢調査では、本町は商工業やサービス業等といった第2次・第3次産業に従事する人とその同一世帯に属する人の合計は全体の76.3%で、6割を超えています。

「主な都市的施設」
・郵便局、交番、鉄道駅などの官公署等
・上下水道や病院、ごみ処理、し尿処理施設などの保健衛生施設
・公民館、コミュニティセンター、屋内運動場、公園などの文化施設

◆今後の広報紙 掲載予定

「市になる」とどのように制度が変わるかや「市に移行するスケジュール」など、町民の皆さんの身近な疑問について、今後も広報紙でお知らせしていきます。

◆今後の広報紙 掲載予定

「市になる」とどのように制度が変わるかや「市に移行するスケジュール」など、町民の皆さんの身近な疑問について、今後も広報紙でお知らせしていきます。

普段から防災の備えを

町長 金坂昌典

三陸沖を震源とする大地震が3月11日に発生しました。東日本大震災でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

皆様方にお礼を申し上げます。その後も幾度となく余震が続くなか、計画停電が実施されたり、食料品やガソリンなどの生活必需品が瞬く間になくなったり、公共交通機関も麻痺するなど不自由な生活を強いられることになりました。

町内では人的被害や家屋倒壊などの被害は少なかったものの、電気などのライフラインが一部遮断されたことにより、避難所等で多くの方々が不安な夜を過ごすことになりました。

更には、福島原子力発電所の事故も深刻な状況にありますが、町民の皆様方には、テレビやラジオ等による国などからの情報もよく聞いていただいて、間違った情報や風評に惑わされることなく、冷静に対応していただきたいと思っております。そして、引き続き、普段からの防災の備えに心掛けていただきますようお願い致します。

課の配置等が一部変更になります

町では、行財政改革の一環として、よりの確に行政ニーズに対応するために、役場の組織の見直しを行いました。

事務をより効果的・効率的に進めます。

- ①4月4日から「社会福祉児童課」を本庁舎の1階に移転し、各種手続き等の利便性を図ります。
- ②教育行政の強化のため、4月4日から「教育委員会管理課」を中央公民館1階に移転し、教育機能を集中させます。
- ③4月1日から総務課と選挙管理委員会を統合させ、選挙

市制準備室では、市制施行までの事前の調査や準備作業、県や国との協議など、さまざまな手続きを進めます。また、広報紙や町ホームページ等で町民の皆様方に市制施行に関する情報をお知らせしていきます。